

## 新型コロナウイルス感染症対応医療従事者特殊勤務手当補助制度Q & A

### 補助対象者の要件について

#### （Q 1） 誰がこの補助金を受け取ることができますか？

A1 奈良県内の医療機関のうち、**知事が指定した重点医療機関、知事が指定した帰国者・接触者外来を設置する医療機関、奈良県発熱外来認定医療機関の認定等に関する要綱第5条の規定により認定を受けた医療機関及びその他知事が必要と認めたものであって、**新型コロナウイルス感染症の患者の身体に直接接触又は近接して行う作業等(対象業務はQ5参照)に携わる医療従事者に対し、特殊勤務手当を支給した医療機関が対象となります。

したがって、**個人ではなく、医療機関が申請者**となります。

また、新型コロナウイルス感染症協力医療機関については、現在のところ対象ではありません。

#### （Q 2） 民間以外に公立・公的医療機関も補助の対象となりますか？

A2 医療機関の設置者は、民間・公的・公立等問いません。

ただし、対象経費について、他の補助事業等から補助を受けている場合は、対象となりません。市町村事業として既に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が充当されている場合も同様です。

#### （Q 3） 給与規程等を改正する必要はありますか？

A3 既存の規程の改正等により対応してください。

交付申請書に、補助対象となる特殊勤務手当の支給について定めたもの(労働協約、就業規則、給与規程又は労働協約など)を添付してください。

#### （Q 4）（Q 1）の医療機関には該当しませんが、たまたま新型コロナウイルス感染症の患者等に対応することになった場合は、対象にならないのですか。

A4 対象になりません。

## 対象業務について

### (Q5) 補助金交付の対象となる対象業務とはどのようなものですか。

#### A5-1 対象患者

- ・ Q1の医療機関における、新型コロナウイルス感染症の患者又は感染の疑いがある者に対する作業が対象となります。結果的にPCR検査で陰性であった場合も対象となります。

#### A5-2 対象となる業務

- ・ 防護服を着用するなど、感染の危険性がある範囲内で行われた作業が対象となります。
  - ① A5-1の患者の身体に直接接触又は近接して行う業務(診察、治療、看護、検査、機器の調整、搬送等)
  - ② A5-1の患者が汚染又は汚染したおそれのある物件(衣類、寝具など)の処理業務

#### A5-3 対象外となる業務

- ・ 一般外来や病院入口でのトリアージのための検温や問診などの業務は、対象とはなりません。
- ・ ドライブスルー外来で車の誘導のみを行うなど物理的に患者等と接触せず感染の危険性がない場合は、対象とはなりません。

### (Q6) 当院は重点医療機関ではなく、帰国者・接触者外来を設置する医療機関ですが、外来患者が検査結果がでるまでの間入院した場合に、病棟で患者に対応した職員は特殊勤務手当補助金の対象ですか。

A6 本補助金は、医療機関の役割に応じて対象を決めていることから、外来のみの役割で補助対象となっている場合については、入院患者の対応に対して医療機関が手当を支給することは差し支えありませんが、本補助金の対象となりません。

なお、病棟所属の医療従事者であっても、入院手続のため等で外来で当該患者に対応した場合は、補助金の対象としても構いません。

## 補助額（上限）について

### (Q7) 補助対象額はいくらですか？

A7 実際に医療機関が勤務する医療従事者に特殊勤務手当を支給した経費が補助対象となります。なお、補助対象業務に携わる医療従事者1人当たり日額4,000円を補助対象額の上限とします。

(例) 支給額 日額5,000円 → 補助対象 日額4,000円  
支給額 日額2,000円 → 補助対象 日額2,000円

- ・ 特殊勤務手当、危険手当、防疫作業手当など名称は問いません。
- ・ ただし、補助対象となる特殊勤務手当は、実際に新型コロナウイルス感染症患者に対応した作業に対して支給されるものになりますので、実際に患者がおらず対応がなかった日については、補助の対象となりません。

## 補助対象期間について

(Q8) 補助対象期間は、いつからいつまでですか。

A8 令和3年度事業の補助対象期間については、令和3年4月1日以降に医療機関が支給した経費からが対象となります。  
予算の範囲内において補助を行いますので、年度の途中で事業を終了する場合があります。(事業の終期については、改めてお知らせします。)

(Q9) 交付決定前に支給した経費について補助の対象となりますか。

A9 令和3年4月1日以降に医療機関が支給した経費であれば、補助の対象とすることができます。

(Q10) 給与規程を改正して令和2年10月に遡及して適用することとし、令和3年6月にまとめて令和2年10月から令和3年5月勤務分の特殊勤務手当を支給した場合は、補助の対象となりますか。

A10 令和3年度事業の対象となるのは、令和3年4月1日以降に医療機関が支給した経費であり、上記の場合は令和3年4月から5月勤務分については、補助の対象となります。  
一方で、原則として、通常3月勤務分の手当を翌月4月に支給している場合(また、令和3年3月勤務分と合わせて年度の精算を4月支給で行う場合)などを除いては、前年度の勤務実績に対する遡及分は当該年度の補助対象事業にはなりません。したがって、上記のケースでは令和2年10月から令和3年3月勤務分について6月に支給したとしても補助対象とはな

りません。

**(Q11) 令和3年8月1日に発熱外来認定医療機関の認定を受けました。補助金は令和3年4月1日以降に支給した経費について対象となることですが、認定を受ける前の経費についても補助対象となりますか。**

**A11** 発熱外来認定医療機関が補助対象者となるのは、あくまでも認定を受けてからになりますので、ご質問の場合の認定を受けるまで(令和3年4月1日～7月30日)に実施した業務に対して支給した経費は、補助対象とはなりません。

認定を受けた令和3年8月1日以降に実施した業務に対して支給した経費は補助対象となります。

### 手当支給対象となる医療従事者について

**(Q12) 特殊勤務手当の支給対象となる医療従事者とは、具体的にどのような人ですか？**

**A12** Q1の医療機関において、Q5の対象業務を行う医療従事者が対象となります。この要件に該当すれば、医師や看護師だけでなく、コメディカルや事務職も対象となります。

勤務形態は常勤・非常勤を問いませんが、医療機関が直接雇用し、特殊勤務手当を支給する人に限ります。したがって、派遣や委託などの職員は対象となりません。

**(Q13) 医療法人の理事長である医師が報酬として収入を得ている場合は、特殊勤務手当の補助対象となりますか。**

**A13** 本補助事業は、雇用する職員等に特殊勤務手当を支給する医療機関に対し経費を支援することが目的であることから、当該理事長が就業規則や給与規程の対象者であり手当の支給を受けている場合を除いて、当該規則等の適用を受けずに報酬として収入を得ている場合については、補助の対象外となります。

### 補助金交付申請手続について

**(Q14) 交付申請には、どのような書類を提出する必要がありますか？**

**A14** 次の書類を提出する必要があります。

- ① 交付申請書(第1-1号様式)
- ② 補助対象経費計算書(第1-2号様式)
- ③ 勤務実績証明書(第1-3号様式)
- ④ 支給実績の証拠となる書類の写し
- ⑤ 労働協約、就業規則、給与規程又は労働契約等(特殊勤務手当の支給について定めたもの)

**③ 勤務実績証明書(第1-3号様式)について**

対象職員数が多く、作成が困難である場合は、表紙において「別紙のとおり」とし、別紙に第1-3号様式の項目内容がすべて記載されていれば、任意様式で作成してもかまいません。

**④ 支給実績の証拠となる書類の写しについて**

④の支給実績の証拠となる書類とは、手当支払いに関する支出証拠書(支払いに関する決裁書類)の写しを想定しています。

なお、支出証拠書の内訳については、個人ごとの決裁書類や給与明細までは提出の必要はありません。

一覧表(対象者氏名と特殊勤務手当支給総額が記載され、記載どおり支給した旨を申請者において証明したもの。)の添付に代えることが可能です。参考様式はホームページからダウンロードできますのでご利用ください。

提出いただく書類について不明な点は、個別にご相談ください。

**(Q15) 概算払いはできますか？**

**A15** 精算払いのみとなります。

交付申請や請求は、月単位で行うことを想定しており、給与支給日後速やかに毎月交付申請書をご提出ください。

(申請書の日付は、給与支給日以降の日付で作成してください。)

予算の範囲内での補助となりますので、数月分をまとめて申請された場合に全額補助できない場合があります。

**(Q16) 令和4年3月の作業に対する特殊勤務手当について、医療機関から職員への支給が4月20日になりますが、申請することはできますか。**

A16 本事業は、医療機関の支給した経費に対する補助となります。  
令和3年度予算の事業について、令和4年4月に支出した経費については補助対象とはなりませんのでご注意ください。(年度末の申請提出期限については、別途お知らせします。)